

通信年月日 確認	整理番号	事務所	納税番号	申告区分
-------------	------	-----	------	------

受付印

令和 年 月 日

埼玉県

県税事務局長

法人番号

申告年月日

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(電話)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
法人名	前期末現在の 資本金等の額					
(ふりがな)						
代表者氏名						
経理責任者氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税		道府県民税												
前事業年度の事業税額(54の金額)	⑧	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(53の金額)	①					00	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							予定申告税額(1×前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②					00	
所得割額(55×前事業年度の月数)	⑨	兆	十億	百万	千	円	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③					00	
付加価値割額(56×前事業年度の月数)	⑩							この申告により納付すべき法人税割額(2-3)	④					00
資本割額(57×前事業年度の月数)	⑪								均等割額	⑤				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥					円	
収入割額(58×前事業年度の月数)	⑫	兆	十億	百万	千	円		円× $\frac{5}{12}$	⑦					00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							この申告により納付すべき道府県民税額(4+6)	⑦					00	
所得割額(59×前事業年度の月数)	⑬	兆	十億	百万	千	円		この申告の期間						
付加価値割額(60×前事業年度の月数)	⑭						前事業年度又は前連結事業年度の期間							
資本割額(61×前事業年度の月数)	⑮						通算親法人の事業年度の期間							
収入割額(62×前事業年度の月数)	⑯													
特別事業法人税														
前事業年度の特別法人事業税額(69の金額)	⑰													
特別法人事業税額(17×前事業年度の月数)	⑱													
予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲													
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳													
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉑													
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒													

備考

関与税理士署名

(電話)

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要		課税標準	税率 (100)	税額		円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						兆 十億 百万 千	
所得割	所得金額総額 ㉔	兆 十億 百万 千 円				㉔	
	所得金額 ㉕			兆 十億 百万 千 円		㉕	
付加価値割	付加価値額総額 ㉖					㉖	
	付加価値額 ㉗			兆 十億 百万 千 円		㉗	
資本割	資本金等の額総額 ㉘					㉘	
	資本金等の額 ㉙			兆 十億 百万 千 円		㉙	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割	収入金額総額 ㉚	兆 十億 百万 千 円				㉚	
	収入金額 ㉛			兆 十億 百万 千 円		㉛	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割	所得金額総額 ㉜	兆 十億 百万 千 円				㉜	
	所得金額 ㉝			兆 十億 百万 千 円		㉝	
付加価値割	付加価値額総額 ㉞					㉞	
	付加価値額 ㉟			兆 十億 百万 千 円		㉟	
資本割	資本金等の額総額 ㊱					㊱	
	資本金等の額 ㊲			兆 十億 百万 千 円		㊲	
収入割	収入金額総額 ㊳					㊳	
	収入金額 ㊴			兆 十億 百万 千 円		㊴	
合計事業税額 ㉕+㉗+㉙+㉛+㉝+㉟+㊲+㊴			㉕			㉕	
事業税の特定寄附金税額控除額			㉖			㉖	
仮装経理に基づく事業税額の控除額			㉗			㉗	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			㉘			㉘	
納付すべき事業税額 ㉕-㉖-㉗-㉘			㉕			㉕	
㉔の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						
	所得割 ㉕	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㉖	兆 十億 百万 千 円			
	資本割 ㉙		収入割 ㉛				
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
所得割 ㉜	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㉞	兆 十億 百万 千 円				
資本割 ㊲		収入割 ㊴					
(特別法人事業税)							
摘要		課税標準	税率 (100)	税額		円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉕		兆 十億 百万 千 円	0.0	兆 十億 百万 千 円		㉕	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉖			0.0			㉖	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉗			0.0			㉗	
合計特別法人事業税額 (㉕+㉖+㉗)			㉕			㉕	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			㉘			㉘	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			㉙			㉙	
納付すべき特別法人事業税額 ㉕-㉘-㉙			㉕			㉕	

(特別法人事業税)